



隆安知財ニュースレター

目次

隆安ニュース	-----	1
■ 隆安が Chambers & Partners の「Greater China Region 2021」にランクイン		
■ 隆安が上場企業知的財産権保護連盟に加盟		
■ 隆安権鮮枝、付建軍弁護士が智合「中国涉外弁護士ガイドブック 2021」にリストアップ		
■ 隆安深セン賈紅衛、頼向東が China Business Law Journal にランクイン		
隆安判例解説	-----	1
■ ミニプログラムサービスのプロバイダーは「通知-削除」規定の対象となるか		
中国知財ニュース	-----	2
■ 国家知的財産局が 2020 年専利、商標登録データを発表		
■ 国家知的財産局が商標審査データを発表		
■ 最高裁が「最高裁による専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)」等 18 件の司法解釈を改正		

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部ビル 8 階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

隆安ニュース

- 隆安が Chambers & Partners の「Greater China Region 2021 Corporate/Commercial Ranking」にランクイン



2021年1月、Chambers & Partners は「Greater China Region 2021 (Corporate/Commercial)」のランキングを発表した。隆安は、高い評価を得て連続3年でランクインした。
<https://mp.weixin.qq.com/s/gFv0aa18iNFcgeYgmxKvpg>

- 隆安が上場企業知的財産権保護連盟に加盟

企業知財競争力の活用、発展戦略・企画の策定、及び企業価値の向上を支援するため、隆安法律事務所は、大学、研究機関、国内外の上場企業、調停機関、仲裁機関などが共同で設立した「中国上場企業知的財産権保護連盟」に加盟し、戦略的協力パートナーとなった。

<https://mp.weixin.qq.com/s/QmC2yQQQuuHbli57gsFpyg>

- 隆安権鮮枝、付建軍弁護士が智合「中国涉外弁護士ガイドブック 2021」にリストアップ

先刻、智合 (INTELLIGEAST) 研究院が編纂し、中国東方政治法大学中国法律事務所リーダーシップ&開発戦略研究センターにより承認された「中国涉外弁護士ガイドブック 2021」が法律出版社から出版された。同ガイドブックは、涉外法サービスを利用するクライアントに向けた弁護士リストを提供し、計1,100人以上の弁護士の情報を収録している。隆安シニアパートナー権鮮枝弁護士及び付建軍弁護士は、全国109人の知的財産権及び情報セキュリティ弁護士推薦リストにリストアップされた。

<https://mp.weixin.qq.com/s/qazB8gWeVECqs3hHK8G2iQ>

- 隆安深セン賈紅衛、頼向東が China Business Law Journal にランクイン

2021年1月、国際的に有名な法律雑誌「China Business Law Journal」が「A-List 法律エリート」リストを発表した。隆安シニアパートナーで深セン支所の創設パートナーでもある賈紅衛弁護士と頼向東弁護士が、堅実な法学理論の基礎知識、豊富な実務経験、国際的な視野、クライアント至上主義のプロフェッショナルリズムなどが評価され、「China's Elite 100 Lawyers」にランクインした。

https://mp.weixin.qq.com/s/r3iLH1-kTynS7KPNbQHx_w

隆安判例解説

- ミニプログラムサービスのプロバイダーは「通知-削除」規定の対象となるか

【事実概要】

長沙百贊ネットワーク科技有限公司(以下「被告」)は、深セン市テンセントコンピュータシステム有限公司(以下「テンセント」)が運営している WeChat において「在線聴聞」、「咯咯鳴」、「回播」3個のミニプログラムを開発しアップロードした。被告は、前述したミニプログラムを用いて、杭州刀豆ネットワーク技術有限公司(以下「原告」)が情報ネットワーク伝達権を所有する作品を許諾なしにアップロードした。原告は、被告による当該不法行為に対する主張に加え、テンセントが WeChat アプリックのプロバイダーとして、審査義務を果たさず、また被告の不法行為を知るべき状況にあったにも拘らずその不法行為を放任したので、情報ネットワーク伝達権侵害の幫助に該当すると主張し、杭州インターネット裁判所に訴えを起し、被告に対して権利侵害責任を負うことを請求すると

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部ビル 8 階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

共に、テンセントに対して係争ミニプログラムの削除及び連帯賠償責任を負うことを請求した。杭州インターネット裁判所は、被告の行為は原告の権利を侵害すると認定し、被告に損害賠償支払いを命じたが、原告の他の請求は却下した。即ち、テンセントの連帯賠償責任を認めなかった。二審裁判所は、原審判決を維持した。

【隆安解説】

第一審裁判所の判断：テンセントがミニプログラム開発者に対して提供しているアクセスアーキテクチャのネットワークサービスの本質は、「情報ネットワーク伝達権保護条例」第20条に規定されている自動接続サービス、自動配信サービスと類似しているため、「情報ネットワーク伝達権保護条例」第14条、第15条及び「権利侵害責任法」第36条に規定されている「通知-削除」規定は適用されない。従って、原告が主張したテンセントの審査義務違反に基づく権利侵害の幫助行為は成立しない。

第二審裁判所の判断：テンセントのサービスは自動送信サービスではないため、「情報ネットワーク伝達権保護条例」ではなく、「権利侵害責任法」のインターネット領域における民事責任に関する規定を適用すべきである。原告は、テンセントに対して「権利侵害責任法」第36条に規定されている権利侵害の通知並びに必要な措置を求めておらず、また、テンセントは、被告の権利侵害行為を明らかに知り得なかったため、テンセントには過失がなく、権利侵害の幫助に該当しないとの判決を下した。前述した判決を分析すると、本件は主に以下の2つの点について議論されている。

1. ミニプログラムサービスのプロバイダーの権利侵害判断基準について

本件における権利侵害判断基準について、WeChat ミニプログラムサービスのプロバイダー（テンセント）は、「情報ネットワーク伝達権保護条例」に規定されたネットワーク自動接続または自動配信サービスプロバイダー、キャッシュサービスプロバイダー、情報ストレージサービスプロバイダー、検索またはリンクサービスプロバイダーの4つのタイプのいずれにも属さない。故に、本件は、「情報ネットワーク伝達権保護条例」ではなく「権利侵害責任法」が適用された。

2. WeChat ミニプログラムのプロバイダーは「権利侵害責任法」の「通知 - 削除」規定の対象となるか

不法行為責任法第36条に基づけば、WeChat ミニプログラムサービスのプロバイダー（テンセント）は、ネットワークサービスプロバイダーであり、「通知 - 削除」規定の対象となる。WeChat ミニプログラムサービスのプロバイダーは、通知を受けた後、速やかに必要な措置を行わなかった場合、またはネットユーザーが当該インターネットサービスを利用して他人の民事上の権利を侵害していることを知りながら必要な措置を行わなかった場合、当該インターネットユーザーと連帯責任を負う。

但し、「民法典」が2021年1月1日から実施されたことにより、「権利侵害責任法」インターネットサービスプロバイダーの権利侵害責任については、民法第1194-1197条に統合された。

https://mp.weixin.qq.com/s/9V4-Lz_jpBkCEcAPiYyH2tA

中国知財ニュース

■ 国家知的財産局が2020年専利、商標登録データを発表

国家知識産権局が2020年の中国知財関連データを以下の通り発表した。

● 専利（特許/意匠/実用新案）出願合計：363.9万件（前期比40.43%増）

特許登録：53.0万件（前期比17.08%増）

意匠登録：73.2万件（前期比31.51%増）

実用新案登録：237.7万件（前期比50.24%増）

● 商標出願：576.1万件（前期比26.49%減）

中国出願人のマドリッド協定に基づく商標国際登録出願：7553件（前期比16.36%増）

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部ビル8階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

- PCT 出願受理:7.2 万 (前期比 18.03%増)
- 中国国内による出願:6.7 万件(前期比 17.54%増)

また、2020 年に中国の知的財産権行政機関が処理した行政裁決案件は、4.2 万件を超え、結審した拒絶査定不服審判は 4.8 万件 (前期比 28.9%増)、無効審判は 0.7 万件 (前期比 28.9%増)、商標登録異議申立案件は 14.9 万件 (前期比 64.7%増) であった。

<https://mp.weixin.qq.com/s/icJHcfDnOTz94pgdcyQhJQ>

■ 国家知的財産局が商標審査データを発表

国家知的財産局のデータによると、2020 年中国の新受理案件が 36.7 万件、前年同期と比べ 1.67%増加となった。このうち、拒絶査定不服審判が 29.8 万件 (前年同期と比べ 1.30%減少)、各種の結審案件が 35.8 万件 (前年同期と比べ 7.82%増加) であった。

また、昨年、国家知的財産局は、1217 件の不服審査を受理し (前年同期と比べ 20.14%増加)、1153 件を結審した (前年同期と比べ 40.78%増加)。さらに、行政一審案件 1.5 万件 (前年同期と比べ 4.79%増加)、行政二審案件 5933 件 (前年同期と比べ 5.14%増加)、行政再審案件 939 件 (前年同期と比べ 63.30%増加) を受理した。

<https://mp.weixin.qq.com/s/v7JkBvs0mvaJznC0fTYt5w>

■ 最高裁が「最高裁による専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)」等 18 件の司法解釈を改正

2020 年 12 月 23 日に第 1823 期最高裁審判委員会にて「最高裁による専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)」等、18 件の司法解釈の改正に関する決定が採択され、2021 年 1 月 1 日から施行されることになった。

1	最高裁による専利権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)	法釈「2016」1号
2	最高裁による専利紛争事件の審理における法律適用の問題に関する若干規定	法釈「2001」21号
3	最高裁による商標事件の審理における管轄関連及び法律適用範囲の問題に関する解釈	法釈「2002」1号
4	最高裁による商標の民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈	法釈「2002」32号
5	最高裁による登録商標、企業名称と先行の権利との衝突の民事紛争事件の審理における若干問題に関する規定	法釈「2008」3号
6	最高裁による馳名商標の保護に関連する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈	法釈「2009」3号
7	最高裁による商標法改正決定の施行後の商標事件の管轄及び法律適用の問題に関する解釈	法釈「2014」4号
8	最高裁による商標の権利付与及び権利確認行政事件の審理の若干問題に関する規定	法釈「2017」2号
9	最高裁による登録商標に対する財産保全に関する解釈	法釈「2001」1号
10	最高裁による著作権民事紛争事件の審理における法律適用の問題に関する解釈	法釈「2002」31号
11	最高裁による情報ネットワーク伝播権侵害の民事紛争事件の審理における法律適用の問題に関する規定	法釈「2012」20号
12	最高裁による植物新品種の紛争事件の審理における若干問題に関する解釈	法釈「2001」5号
13	最高裁による植物新品種権侵害紛争事件の審理における具体的な法律適用の問題に関する若干規定	法釈「2007」1号

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部ビル 8 階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

14	最高裁による不正競争の民事事件の審理における法律適用の問題に関する解釈	法積「2007」2号
15	最高裁による独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定	法積「2012」5号
16	最高裁によるコンピュータネットワークドメイン名に関わる民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈	法積「2001」24号
17	最高裁による技術契約紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈	法積「2004」20号
18	最高裁による北京、上海、広州知識産権法院の事件の管轄に関する規定	法積「2014」12号

<https://www.163.com/dy/article/FUPS24FN0530W1MT.html>

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部ビル 8 階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>